公地公民から荘園へ：土地のしくみの移り変わり

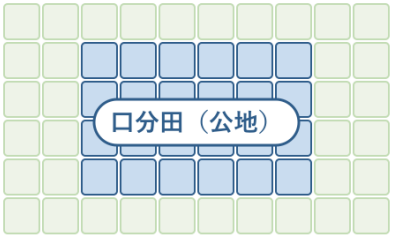
国が土地と人を治める公地公民のしくみは、なぜくずれ、荘園が広がったのか

国の土地（公地・口分田）　私有の土地（開墾した土地・荘園）　まだ開かれていない土地

1ますは模式で、面積の実際の比ではない

1 班田収授（律令のしくみ）

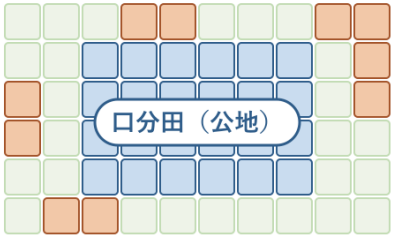
土地の持ち主：国（朝廷）



戸籍にもとづき、6歳以上の男女に口分田を分け、死ぬと国に返させる。収穫した稲の一部を、租として国に納める。

2 743年 墾田永年私財法

土地の持ち主：国（朝廷）　貴族・寺社など

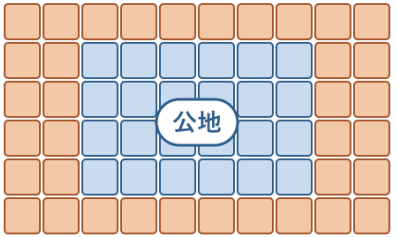


開墾した土地（私有）が少しずつふえる

人口が増えるなどして、口分田が足りなくなる。朝廷は開墾をすすめるため、新しく開墾した土地は、いつまでも自分のものにしてよいとした。

3 荘園の広がり

土地の持ち主：国（朝廷）　貴族・寺社



私有の土地（荘園）が広がる

貴族や寺社は、人を使って開墾を進め、私有の土地を広げた。こうした私有の土地が、荘園とよばれるようになった。

土地のしくみの移り変わり

公地公民
国が土地と人を治める

→

私有の土地を認める
開墾した土地はいつまでも自分のもの

→

荘園が広がる
公地公民の原則がくずれていく

国への影響：口分田を分けて税を集めるしくみ（班田収授）は、しだいに行われなくなっていった。

※ 模式図。土地の広がり方や時期は地域によってちがう。年と用語は教科書で一般的な表し方。